

1. 基本理念

現在改定が進められている明石市環境基本計画では、『めざす環境像』を実現するため、基本理念に基づき、次の4つの基本方針「1 脱炭素社会の実現、2 自然共生社会の実現、3 循環型社会の実現、4 安全・安心社会の実現」で取り組みを進めています。

本計画の基本理念は、第3次明石市環境基本計画の基本方針に基づき、現計画の基本理念である「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を引き継ぐこととします。

また、今計画から「Renewable（再生可能資源への代替・持続可能な取組）」の要素を加え、より一層の循環型社会づくりの取り組みと、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの削減を進めます。

基本理念（案）

環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし

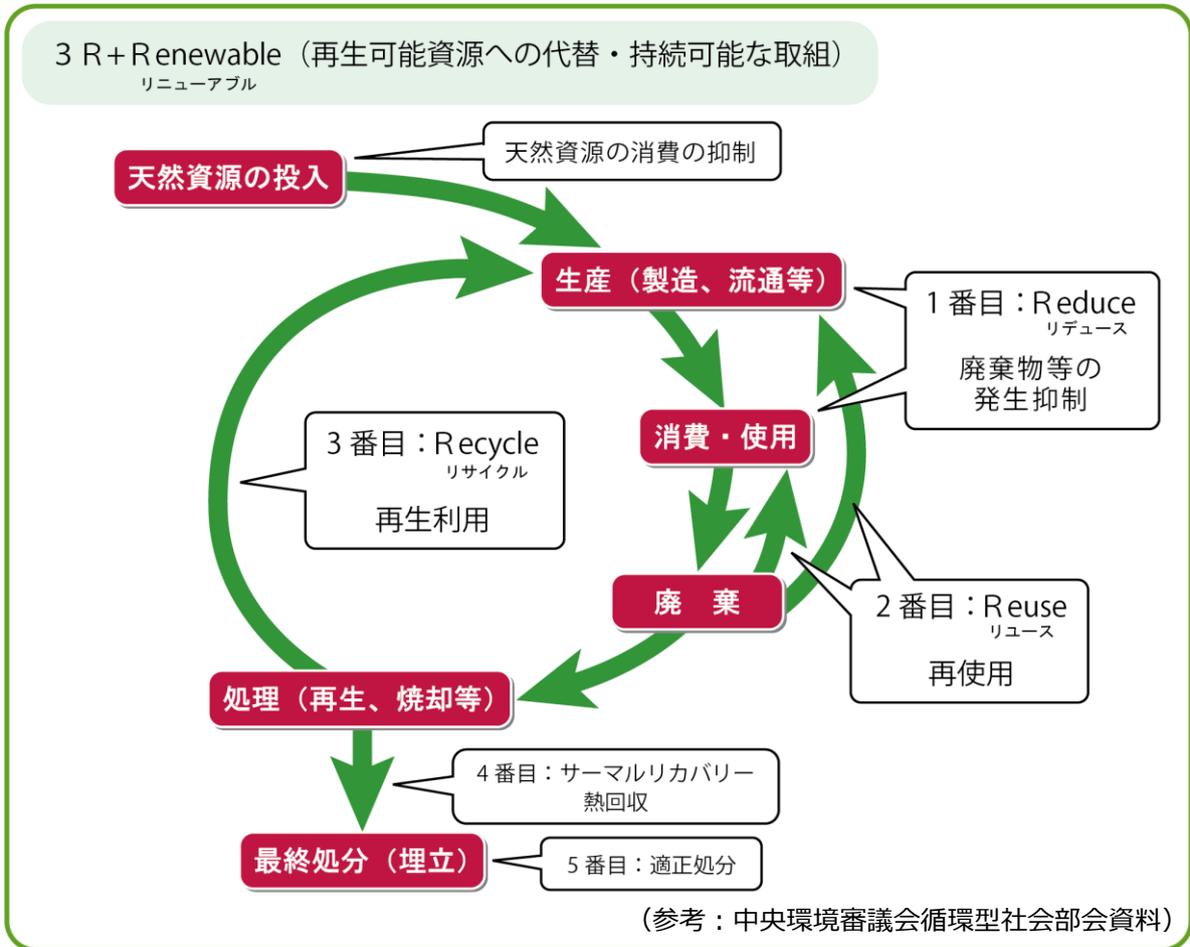


図 循環型社会の姿

## 2. 基本方針

1. で示した基本理念の実現を図るためには、Renewable（再生可能資源への代替・持続可能な取組）の要素を加え、3 R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕）を中心とする「減量・資源化」の推進等のごみ処理に関する様々な施策（推進項目）が必要になります。

そのため、現計画と同様、基本的な方針を以下のように定め、様々な施策を推進していきます。

### 基本方針（案）

#### 基本方針 1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

私たちが生活する上で、ごみは必ず発生しますが、「無駄なものは買わない」、「ものを大切に使う」など生活の中で考え、実践することでごみを確実に減らすことができます。

また、ごみ処理に関する施策としては、ごみの発生抑制が環境負荷の低減やごみ処理経費の削減に最も効果的であり、どうしても発生するごみについては環境への影響や資源としての価値等を考慮しながら再使用・再利用を行うことが重要です。

本市では、市民一人ひとりが心がけ一つで実践できる、ごみの発生抑制を最優先とした施策を推進していきます。

#### 基本方針 2 パートナーシップによる取り組みの強化

ごみを出すのが私たちであれば、ごみを減らせるのも私たちです。循環型社会の実現を図るためには、それにふさわしい人の存在が不可欠です。市民、NPO、地域にある企業など、それぞれの人が相互に手を取り合って環境問題やごみ問題に真剣に取り組むことが重要です。

これらの人々が、行政と目標を共有し、適切な役割分担のもとに、それぞれの能力を発揮していくことが『循環型のまち・あかし』への原動力であるため、パートナーシップによる取り組みを強化していきます。

#### 基本方針 3 ごみの安全・安心な適正処理

ごみの処理は、市民が快適に安心して暮らすために必要な行政サービスのひとつであり、ごみを適正に処理することは環境への負荷を低減するためにも必須です。

しかし、ごみを収集し処理・処分するためには多額の費用がかかるため、本市では、効率的かつ合理的なごみ処理を推進するとともに、安全性や環境への影響を十分に考慮した、持続可能な循環型社会を目指します。

### 3. 基本施策

基本理念の実現を図るため、本市が取り組む施策の主軸となるものを基本施策とし、現計画と同様、2. に掲げた3つの基本方針に対して8つの基本施策を設定します。

さらに、基本施策に関する具体的な取り組み内容として、推進項目（31項目）を定め、各施策の展開を図ることとします。

#### 基本施策（案）

